

刑事弁護修習の現状と展望

刑事弁護教官室

第1 カリキュラムの概要

第49期以降、前期の正規カリキュラムは、講義5回、問題研究・講評が2件、起案・講評が2件、及び司法試験で刑事訴訟法を選択しなかつた者に対する刑事訴訟法セミナーとなっている（第48期より講義等の1単位の時間が従前の120分から100分に短縮されたが、刑事弁護教官室では刑事弁護の総時間数が減らないように要望し、その結果、第48期では、講義回数が1回増え、前記刑事訴訟法非選択者に対するセミナーにおいて刑事弁護担当の1単位が新設され、起案1については講評とは別にクラスを二つに分けての討論の時間が設けられた。しかし、実務修習地への移動時間が少なすぎることへの配慮等から、第49期前期以降講義1単位分（100分）が削減された。）。

後期の正規カリキュラムは、第47期以降、講義が1回増え6回（6単位）となり、起案数は従前どおり3件であるが、起案3につき別途討論の時間が新設された。

ほかに、刑事弁護担当の選択セミナーが前期に4回（無罪事件、少年事件、国際人権法など、各回1単位）後期に4回（調査活動、鑑定、尋問技術など）あり、刑事裁判・検察教官室との共催による交互尋問（前期・2単位）、模擬裁判（後期・2日間6単位）がある。

第51期前期は前記カリキュラムどおりに実施され、第50期後期についても同様のカリキュラムで実施される予定である。

第2 講義の概要及びその具体的内容

1 講義のテーマ

講義のテーマは、期によって多少異なるが、例えば、前期では「刑事弁

護人制度、弁護人の任務と役割」、「捜査段階の弁護活動」、「自白に関する諸問題」、「刑訴321条1項の各審面などの伝聞証拠に関する諸問題」、「少年事件・外国人事件」、「弁護人の立証活動」、「情状弁護」など、実務修習に赴く前に修習生に基礎的な理解をさせておきたいことがらが中心となる。また、後期では「控訴審の弁護活動」、「任意捜査・所持品検査」、「余罪取調べ・別件逮捕」、「捜索差押え」、「保釈」、「伝聞証拠に関するその他の問題」、「違法収集証拠」など、実務修習において生の刑事事件に触れた修習生に対し講義する方がより効果的と思われる事柄や、より実践的な事柄が中心となる。

実際の講義では、前記各テーマに応じた具体的な設例・設問を事前に配布して、修習生の予習を促し、教室ではこの設問に答えさせ、また、必要に応じて討論をさせるなどした上で、解説を加え、できる限り具体的な場面での弁護人の実践的な対応及びその基礎となる理論が身に付くよう努めている。

また、最近の刑事司法の現状やその改革の動きについても触れることとしており、例えば、当番弁護士制度の意義、接見交通に関する運用改善、取調べ過程の具体的な分析を伴いつつ自白の任意性・信用性の厳格な吟味を行う動向、いわゆる科学的証拠の信頼性チェックの手法、国際人権法の下での身柄の問題や外国人事件の問題点と運用改善などの解説に少なからず時間を割いている。

こうした講義を通じ、修習生に刑事弁護への興味を抱かせ、被疑者、被告人の権利の擁護という弁護人の基本的使命と、検察官や裁判官とは異なる視点を保ちつつ、刑事訴訟手続に参画するという職責を自覚させ、こうした使命と職責を果たすために必要な弁護活動の理論と技術を修得させるとともに、デュープロセスをより徹底する方向での実務の改善の可能性を模索する「刑事弁護の奥深さ」をも理解できるよう心掛けている。

2 講義の具体的内容

第49期で行われた講義の具体的内容は以下のとおりであった。

(1) 前期

ア 講義1 刑事弁護制度と刑事弁護人の役割及び刑事事件の学び方
(1単位、100分、以下同じ)

刑事弁護人制度の概要に触れ、弁護人の役割、私選、国選弁護人の受任に関する諸問題、委員会派遣を含む当番弁護士制度、弁護士倫理等について説明した。

イ 講義2 捜査段階の弁護活動 (1単位)

被疑者との接見交通を中心に、検査段階における弁護活動について説明し、任意検査段階、強制検査段階それぞれにおける弁護活動及び今日的問題について講義した。

ウ 講義3 自白に関する諸問題 (1.5単位、150分)

検査段階において虚偽の自白が作り上げられる過程につき実例を挙げて説明し、検査段階で違法、不当な取調べが行われている場合に、弁護人としてなすべき対応、公判廷における自白の任意性の争い方等の観点から講義した。

なお、自白と外国人の問題を効率よく取り扱うため、外国人被疑者が虚偽自白をさせられた事例を作成し題材とした。

エ 講義4 証拠法上の諸問題 (1単位)

刑事訴訟手続における証拠能力制度の意義とその内容、伝聞法則の意義と根拠、伝聞法則の不適用事例について説明し、特に供述証拠か非供述証拠かで争いのある写真、録音テープ、ビデオテープ、契約書等に対する伝聞法則の適用の有無の問題、刑事訴訟法321条1項各書面の証拠能力についての諸問題に時間を割いて講義した。

オ 講義5 弁護人の立証活動 (1単位)

実務修習に備え、弁護人の調査、証拠収集活動及び反証活動等に加え、情状立証についても講義した。

(2) 後期

ア 講義1 控訴審を中心に上訴審における弁護活動 (1単位)

講義の対象は、控訴、上告、抗告等の上訴手続、判決確定後の刑の執行停止、仮釈放、再審における弁護活動と広範にわたるが、時間の制約もあるため控訴審に重点を置き、控訴審の審理の構造、控訴審における弁護活動、控訴理由の組立て方、事実の取調べをめぐる問題等を中心に講義を行った。

イ 講義2 証拠保全をめぐる諸問題（1単位）

法321条1項2号前段の「国外にいる」に至った事情が検察官調書の証拠能力に影響を及ぼし得る場合につき最高裁判決平成7年6月20日(刑集49・6・741)を中心に検討するとともに、それに関連して、証拠保全としての証人尋問請求の活用と留意点を解説した。

また、同条後段の「特信情況」の判断方法及び判断要素を弁護人の活動の点から解説し、併せて共犯者の供述の信用性について、講義を行った。

ウ 講義3 伝聞法則をめぐる諸問題（1単位）

伝聞法則をめぐる諸問題のうち、証拠物たる書面、心理状態の供述、要証事実を変えることによる伝聞法則の潜脱等の問題及び法323条の問題について実務的解説を行った。

エ 講義4 任意捜査と弁護活動（1単位）

職務質問及び所持品検査の要件、違法収集証拠の排除法則、任意取調べの要件と自白調書の証拠能力について、あらかじめ事例を与え、それに沿って問題点を指摘しつつ講義を進める方法を探った。

オ 講義5 保釈手続をめぐる諸問題（1単位）

保釈請求に際しての弁護人の準備活動、権利保釈除外事由としての「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当の理由」の解釈と適用、検察官の意見書と資料の閲覧・贈写請求の可否、保釈保証金の変更を求める準抗告等、保釈手続をめぐる諸問題について講義を行った。

カ 講義6 別件逮捕・勾留と余罪の取調べと弁護活動（1単位）

別件逮捕・勾留の問題点及び余罪の取調べの限界について、判例を

紹介しつつ、事例としては起案2で使用された修習記録を利用しながら、別件逮捕・勾留に対し弁護人としてどのように対応すべきかを中心講義した。

第3 問題研究及び起案

1 概要

多くの修習生は、自ら証拠を分析し事実を認定する訓練をほとんど経てきていません。これまでの学校教育や司法試験の受験勉強の中では、所与の事実を前提とした設例があり、それへの「正解」につながる「論点」を拾い上げることが求められてきました。こうした傾向を克服し、自らの頭で考え事案を分析し、事実を認定して適切な弁護を展開していく能力が、刑事弁護においても重要な基礎となる。

例年、前期冒頭の問題研究1では、第1回公判前に検察官取調請求予定証拠の開示を受けた弁護人として、開示記録を分析検討し、①更にいかなる事実調査が必要か、②いかなる弁護方針を立てるか、③罪状認否・書証の同意不同意の意見をどう述べるか、等の問題につき起案させ、講評を加えている。修習生自らが事案を分析し事実認定を行い、それに基づき実践的な弁護方針を立てる訓練をすることが目的である。

前期の起案2件（弁論要旨。素材は殺人、窃盗、恐喝など期によって異なる。）、問題研究2（訴因分析、弁論の骨子。素材は業務上過失致死事件等の交通事犯）、後期の起案3件（うち1件は控訴趣意書、2件が弁論要旨。素材は強盗、贈収賄、放火など、期によって異なる。）では、起案の構成力・表現力等を養うとともに、事案を分析・解明し、証拠の批判的検討を踏まえた説得力ある事実主張を展開する能力を養成することを重視している。

このように、前期・後期を通じて刑事弁護における起案は、一定の形式に則った文書を起案するといった形式的技術の修得を目的とするものではなく、もっぱら、これを通じて、刑事訴訟手続に参画する法曹として身に

付けていくべき思考方法と汎用的技法の養成を図るための重要な指導方法として位置づけられている。

起案の添削・講評に当たっては、単に教官が正解を与えるという形でなく、起案提出後に教官室で行う合議により起案の傾向を分析し、修習生の理解度や達成度を診断しながら、その不足していると考えられる部分に焦点を当てて添削を行い、講評において詳しく説明するように心掛けている。例えば、一見ととのった形で提出されている自白その他の供述証拠に対しては、その信用性を安易に認めてしまうことなく、これに対し客観的証拠の収集・分析の結果を踏まえて慎重に吟味することの重要性を折に触れて強調している。また、公訴事実記載の犯行状況等の再現実験により検察官の主張の矛盾点を解明したり、法医学や交通事故工学などに関する文献に当たり、そこから得た知識に基づき記録中の資料を解析することによって事故状況等の客観的事実を解明することや、自白等の供述の変遷過程を捜査方針の変転と関連させて分析することにより、その供述が捜査官による強制・誘導等の所産であることを解明する手法などの解説にも、講評のうちの相当な時間を割いている。このように、起案の添削と講評とは不即不離の関係にあり、教官は起案の添削を重視し、1通につき30~40分程度の時間を使い、その修習生がどのような問題意識のもとにこれを起案したかを把握するようにしている。

また、起案直後に行われる修習生の討論は、主として事実認定をテーマに行われるものであるが、事案の見方、証拠の検討などについて多様な見解が提出され、修習生相互に触発され、学びあう効果が手に取るように看取られるものであり、有意義な機会となっている。

2 具体的内容

第49期で行われた起案及び問題研究の具体的な内容は以下のとおりであった。

(1) 前期

ア 起案1 殺人未遂被告事件 (即日起案3単位、討論1単位、講評1

単位、計5単位)

修習記録に基づき、弁論要旨を作成させ、修習生同士の討論の時間を設けた後、講評を行った。本件は、父親が長男を刺したという事案であり、殺意の有無が最大の争点となる。捜査機関の予断に基づく誘導によって作成された自白調書の任意性及び信用性を争い、他方状況証拠からどこまで殺意の不存在を根拠づけられるか等を中心に講評を行った。

なお、講評時に教官が出演して犯行状況を再現したビデオを見せ、その事実認定の検討の資料とした。

イ 起案2 覚せい剤取締法違反被告事件 (即日起案3単位、講評1.5単位、計4.5単位)

修習記録に基づき、弁論要旨を作成させ、講評を行った。本件は、被告人が公訴事実記載の日時、場所にいなかったと主張しており、アリバイの成否が最大の争点となる事案である。関係証拠から前記アリバイがどの程度根拠づけられるかを中心に講評を行い、さらに、住居侵入の被疑事実で逮捕された際に腕の注射痕の有無を検査されていることなどに関し、逮捕に伴う搜索、差押の違法性についても検討を加えた。

ウ 問題研究1 傷害被告事件 (自宅合議起案3単位、講評1.5単位、計4.5単位)

修習記録に基づき、弁護方針及びその具体的理由、公判の事前準備としてなすべき調査活動の具体的な内容及びその理由、法291条2項に基づく被告人及び弁護人の各陳述の具体的な内容、検察官請求証拠に対する同意、不同意の別等について、修習生4、5人のグループごとに合議させ、各グループごとに1通の起案を作成させて講評を行った。本件は、被害者の方もあらかじめ用意した包丁を使って被告人に怪我を負わせており、被告人の正当防衛の成否が問題となる事案である。複数の供述調書の内容がそれぞれに異なり、その中から実際はどうで

あったのかを導き出す過程を検討し、事実認定の実際を修習生に肌で感じさせることも視野に入れて講評を行った。

エ 問題研究2 業務上過失傷害被告事件（自宅起案3単位、講評1.5単位、計4.5単位）

修習記録に基づき、事実上及び法律上の問題点、弁論の骨子等について起案させ、講評を行った。本件は、歩行者専用押しボタン式信号機が設置されているのみで、交通整理の行われていない交差点における衝突事故であり、加害者車両の被害者車両発見可能地点と実際の発見地点の位置、両車両の速度及び衝突前後の状況から事故の回避可能性があつたかどうか問題となる事案である。講評に当たっては、まず、開かれた構成要件としての過失犯が実際の事件でどのような姿を見せるかイメージをつかませた。その上で、本件の過失の具体的な態様を検討し、実況見分調書や関係者の供述をもとにスリップ痕などから速度を計算する方法などを織り込みながら実際の事故態様を推認して、本件における結果予見義務、結果回避義務の存否についていかなる主張を組み立てるべきか、解説を行った。

(2) 後期

ア 起案1 殺人未遂、傷害被告事件（自宅起案3単位、講評2単位、計5単位）

修習記録に基づき、控訴趣意書及び事実取調請求書を作成させ、講評を行った。

本件は、第一審の実刑判決に対し、殺意の有無、情状を争点として、控訴審において「原判決破棄、執行猶予付判決」を求めていくという事案である。講評に当たっては殺意の有無につき、動機、兇器準備目的、行為態様、犯行後の行動等具体的な事実関係を分析して、原判決の事実誤認について検討を行った。また、訴訟手続の法令違反として自白の任意性を、量刑不当として情状をそれぞれ問題点として、控訴趣意書の内容構成について説明した。

イ 起案2 住居侵入、窃盗未遂、強姦致傷被告事件（即日起案3単位、
講評1単位、計4単位）

修習記録に基づき、弁論要旨を作成させ、講評を行った。

本件は、被害者の識別供述の信用性、被告人の自白の任意性、信用性とともに、被告人のアリバイ立証が大きな争点である。また、被告人の自白の任意性、信用性については、別件逮捕勾留、偽計・誘導・強制等により得られた自白、警察官の違法な取調べに対する検察官の遮断義務等が問題となった。

ウ 起案3 収賄被告事件（即日起案3単位、討論1単位、講評1単位、
計5単位）

修習記録に基づき、弁論要旨を作成させ、修習生同士の討論の時間を設けた後、講評を行った。

本件は、収賄罪の被告人が、ビデオカセットデッキ等を受領したことが賄賂の「收受」に該当するか否か、被告人において起訴状に記載された好意ある取り計らいを行った事実があるか、当該ビデオカセットデッキ等の受領について賄賂性の認識があつたかどうか等が主要な争点である。これらの争点について、関係証拠の分析、特に贈賄者側関係者の供述の信用性、自白の信用性、任意性を検討することを課題として討論を行い、これを踏まえて講評を行った。

第4 刑事弁護修習の展望

1 以上、研修所における刑事弁護修習の内容は、相当程度の水準にまで達しているものと思われる。刑事弁護教官の問題意識は、修習生に対し、弁護人の果たすべき職責をいかに体得させるか、現在の実務を憲法の関係条項及び刑訴法1条等の趣旨目的により適合させるよう、弁護の立場から一步でも二歩でも前進させていくために何を修習生に伝えるべきか、という点にある。

国選弁護事件や当番弁護士を必ず体験させて、生の刑事弁護の体験をは

かるなど、各地の弁護士会の努力により弁護実務修習の改善が相当に進んでいることは喜ばしいことである。しかし、1期700名を超える修習生につき、現状の実務修習における刑事弁護の体験の質と量が十分であるとは必ずしも言い難い、また、刑事弁護修習により学ばせる必要のあるものすべてが実務修習により賄われうるものでもない。これを研修所における刑事弁護修習により補い、修習終了後直ちに一人立ちして、裁判官・検察官に伍して、弁護人の職責を果たしうるだけのものを修習生に吸収させなければならないと考えている。もちろん、これらは将来弁護士となる修習生にのみ必要なものではなく、将来、裁判官、検察官の立場から刑事訴訟の健全な運営に携わるべき修習生にも学び、理解しておいてもらわなければならないと考えている。

2 例えば、実務において、日常は起訴便宜主義が機能していて、起訴されたものについては自白事件で事実関係を争うことがないものが多く、情状弁護が中心としてなされているのが実状である。前記のような実状にもかかわらず、司法研修所の刑事弁護修習においては、情状弁護の修習もさせるが、主としては事実関係を争う場合の弁護活動を中心に修習させている。被疑者、被告人のために争うべきものを争うという姿勢がなければ、そのための視点を的確に持つことができず、争う時の技術を身に付けていなければ、いざ争うべき場合に対応することができない。また、争う対応を適切になしうる者は情状弁護も適切になしうると考えるからである。

修習生は実務修習において、このような事実関係を争う事件に出会うとは限らない。実務修習においてさきに述べたように国選弁護事件をやり、若しくは当番弁護士制度を活用するなどの工夫が各地でなされているものの、本格的な否認事件に出会うことはあまり多くはない。そこで、司法研修所において、事実関係を本格的に争う場合の基礎的弁護技術を修習しなければならず、これは将来とも刑事弁護修習の不可欠の課題とされなければならないであろう。

また、捜査段階における弁護権の保障の問題はもとより、伝聞証拠の取

扱い、任意捜査の問題点、証拠開示の運用、違法収集証拠の問題など、主として弁護人の立場にある者から実践の場で問題を提起し続け、検察官・裁判官も含めて法曹全体がこれを受けとめていかなければならない課題があるところ、これらについての基礎的な理解を深めさせることも、次代を担う法曹養成のためには不可欠の事柄といわなければならない。これらも司法研修所における前期及び後期の講義のテーマとして将来とも欠くことができないものである。

このように、刑事弁護においては司法研修所における前期及び後期の修習期間の充実は取り分け重要である。こうした要請から必要な水準の内容を限りある講義・講評の枠内に組み込もうとすると、遺憾ながら、現在の講義・講評の時間はこれらの要請に答えられる程十分ではないのが悩みである。

(なお、講義・講評を印象深くするための工夫として、教室のオーバーヘッドカメラ等の施設の活用やビデオを資料として用いることが試みられており、現在、捜査段階弁護をテーマとした1時間ものの教材ビデオを作成中である。ただし、これらが必ずしも講義・講評の時間短縮に結びつくものではない。)

3 起案について、現在は、修習生に終結記録を与えて弁論要旨を起案させという手法が主なものとなっている。弁論要旨起案は、まず修習生が記録と格闘し事実を認定し、検察官の主張や提出された証拠を弾劾する方針を立て、これを弁論要旨にまとめる、という作業を課すものであり、修習生に事実認定の訓練をさせる上で伝統的に採用されてきた手法であり、有用なことが認められてきたものである。そこでは、前述したように、修習生が自らの頭で証拠を分析・検討した上で、これを踏まえた弁護方針を立て、説得的にその主張を展開していくことが求められる。そうすれば、当該事案の弁護人がなした起訴前及び公判の各段階における弁護活動のどこに学ぶべき教訓があり、また、克服すべき問題点があるのかもおのずと明らかになる。しかし、昨今、ともすると、この本来の趣旨に反し、極端な

場合は、刑事弁護の弁論要旨起案であるから「無罪ないし認定落ちの主張をするのが「正解」と決め込み、証拠構造分析等の作業を飛び越して、結論に都合のよい証拠のみを拾い上げて文章化するという傾向が見られないわけではない。このような問題点を解決するための方策として、例えば、弁論要旨起案の1部につき、その「起案」における課題設定方法として、①公訴事実を支える証拠構造の概要、②証拠弾劾の方針、③弁論の骨子、④当該弁護人の弁護活動の教訓と問題点などを起案させることなども検討に値すると思われる。

第5 実務修習との関係について

もちろん、研修所における集合教育だけで刑事弁護の修習を全うすることはできず、実務修習の充実は不可欠である。実務修習では、生の刑事弁護の体験の量と質にその成否がかかっている。この点、実務修習における刑事弁護修習が関係者の努力により、改善されつつあるように思われることは前述のとおりである。

修習生が実務修習で出会う各地の先輩弁護士の担う刑事弁護活動が活性化しその水準が高まることにより、修習生がより主体的に刑事裁判・刑事弁護の担い手たらんと摸索していく状況が生まれるのであれば、司法研修所における刑事弁護修習も、より豊かなものになるようと思われる。

そしてまた、修習を終えて実務についた者たちが刑事訴訟実務を活性化し、刑事弁護の水準を向上させていくこと、及び司法研修所の刑事弁護修習がささやかなりともその契機となることが、刑事弁護教官の願いでもある。